

パートタイム会計年度任用職員(生活困窮者相談支援員)の勤務条件等について

1. 任用期間に関する事項

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで(4か月間)

※ 任用の日から1か月間は条件付き採用期間となります。

※ 会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲で任用される職員です。翌年度の任用については、勤務態度、職務遂行状況、業務の必要性等を総合的に勘案して判断します。

2. 勤務場所及び職務内容

勤務場所は、春日部市役所第二庁舎2階生活困窮者相談支援窓口です。生活に困窮している方からの相談に応じ、相談者の状況に応じた支援を行います。

主な業務は、次のとおりです。

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援
- ・ 相談者の状況把握及び課題の整理
- ・ 支援計画の作成・管理
- ・ 相談記録及び支援経過等の作成・管理
- ・ 就労準備支援、家計改善支援等に関する相談対応
- ・ 必要に応じた庁内外の関係機関との連絡・調整
- ・ 住居確保給付金の申請受付及び申請者の状況聴き取り・確認等
- ・ その他、生活困窮者自立支援に関する業務及び所属長が指示する業務

3. 勤務日及び勤務時間

勤務日 … 月曜日から金曜日までのうち週4日

※ 具体的な勤務日は、業務の状況等を踏まえ、市が指定します。必要に応じて勤務日の希望を確認します。

※ 国民の祝日及び年末年始は勤務日から除きます。このため、国民の祝日等により、1週間の勤務日数が4日未満となる場合があります。

勤務時間 … 午前8時30分から午後5時15分まで

(休憩時間1時間を除く、実働7時間45分)

休憩時間 … 原則として正午から午後1時まで(勤務時間には含まれません。)

※ 業務の状況により、交代制で休憩時間を前後にずらす場合があります。

時間外勤務 … 業務上必要がある場合には、所定の勤務時間を超えて勤務を命じることがあります。

4. 年次有給休暇

年次有給休暇は、勤務日数及び任用期間等に応じて付与されます。

任用期間 4 か月・週 4 日勤務の場合の付与日数は 6 日です。

5. 報酬・手当等

報酬日額 … 12,795 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当等 … 費用弁償（交通費）、期末手当・勤勉手当、超過勤務手当が支給されます。

※ 費用弁償（交通費）は、自宅から勤務地まで 2 キロメートル以上の場合に、公共交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します（徒歩通勤は除く。）。

※ 期末手当・勤勉手当は、一定の要件を満たした場合に、6 月及び 12 月に支給します。

※ 超過勤務手当は、実績に応じて支給します。

支払方法 … 毎月末日締めとし、当月の勤務実績に基づく報酬を、翌月の 21 日に指定口座へ振り込みます。ただし、21 日が金融機関の休業日に当たる場合は、直前の金融機関営業日に振り込みます。

昇給 … なし

6. 社会保険等

共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険について、所定の要件を満たした場合に加入します。

7. 災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

8. 退職に関する事項

任用期間の満了、本人からの退職の申し出、その他地方公務員法等に定める事由により退職となります。

9. 公務員としての遵守事項

会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受け、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課せられます。これらに違反した場合は、懲戒処分等の対象となる場合があります。